

社会福祉法人南国市社会福祉協議会  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人南国市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、勤務形態に応じて別表1に定める報酬等を支給する。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額

(2) 賞与については、職員給与規程第12条及び第12条の2の規定に準ずる額

(3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当については、職員給与規定第11条の規定に準ずる額

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事会、その他の会議への出席又は職務のための出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員の費用弁償額

(1)	会長理事	月額	60,000円
(2)	副会長	日額	4,500円
(3)	理事	日額	4,500円
(4)	監事	日額	4,500円

別表2 常勤役員の報酬

(1)	常務理事	月額	258,500円
-----	------	----	----------

別表3 常勤職員の退職手当の算定式

最終報酬月額×在任年数×支給率